

小型家電に使用されているレアメタル等有用金属を資源化するため、小型家電15品目の拠点回収を行っています。ご協力ください。

*「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加しています。(主催:東京2020組織委員会)

【回収拠点】
※持ちこめる時間は各拠点の開設時間です。
区役所ごみ減量対策課(西棟7階)、
杉並清掃事務所、
方南支所、
杉並清掃事務所高円寺車庫、
リサイクルひろば高井戸、
柿木図書館

小型家電 15 品目 ※粗大ごみ(最大辺が30cmを超えるもの)に該当する品目は除きます

【対象品目】

携帯電話	携帯音楽プレーヤー	携帯ゲーム機	デジタルカメラ	ラジオ受信機
ACアダプター等コード類	ポータブルビデオカメラ	ポータブルカーナビ	卓上計算機	電話機
ファクシミリ	電子辞書	ヘアードライヤー	電気かみそり	炊飯器

水銀体温計・水銀血圧計

集積所に出さずに、回収拠点にお持ちください。
拠点がお近くでない場合は、管轄の清掃事務所にご連絡ください。

【回収拠点】
区役所ごみ減量対策課(西棟7階)、
杉並清掃事務所、方南支所、
杉並清掃事務所高円寺車庫、
環境活動推進センター

衣類 ※雨天中止

毎月第2土曜日
午前10時から正午

【回収拠点】
区役所中杉通り側、宮前分室、
方南会館、本天沼区民集会所、
リサイクルひろば高井戸、
地域区民センター(井草・永福和泉・
荻窪・西荻・高円寺)

プリンタ用インクカートリッジ

【対象メーカー】
キヤノン、エプソン、デル、
ヒューレット・パッカード、ブラザー、

【回収拠点】
区役所、
杉並清掃事務所、方南支所、
杉並清掃事務所高円寺車庫、
環境活動推進センター
図書館(高円寺・成田を除く)

区では収集できません (ご不明な点は清掃事務所・方南支所・ごみ減量対策課へ)

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

テレビ
(ブラウン管・液晶・プラズマ)

【申し込み先】

- 製品を購入・買い替えをする販売店
- 家電リサイクル受付センター
電話 5296-7200
(月～土曜日 午前8時～午後5時)

パソコン

パソコン(ノート・デスクトップ)
ディスプレイ(CRT・液晶)

【申し込み先】

- 各メーカーのリサイクル窓口
- パソコン3R推進協会
(自作のもの・倒産したメーカーのもの)
電話 5282-7685 <http://www.pc3r.jp/>

その他

購入店や製造メーカーに相談するか、専門の処理業者に処理をお願いしてください。
処理業者については、清掃事務所・方南支所・ごみ減量対策課までお問い合わせください。

石油・灯油、殺虫剤・ペンキ、農薬・劇薬、土・砂・レンガ・ブロック、バッテリー・タイヤ、耐火金庫、ピアノ、消火器 など

事業系ごみ・資源

お店や事務所・会社などの事業活動に伴って出るごみ・資源の処理は**全て有料**です。
区の収集に出す場合は、必ず「**事業系有料ごみ処理券**」を貼ってください。

事業系有料ごみ処理券は100、200、450、700の4種類があります。

アプリ配信

↓↓ダウンロードはこちら↓↓

【iOS版】
【Android版】

スマートフォン専用アプリ「**なみすけのごみ出し達人(マスター)**」を配信しています。



杉並区に
楽しく住むためのガイド

目次

- 🌱 入居時退去時チェックリスト
- 🌱 いざというときの緊急連絡先一覧
- ① 入居中のトラブルとメンテナンス
 - 1 トラブル電気編
 - 2 トラブル水関連
 - 3 トラブルガス関連
- ② 住民票の手続きのご案内
- ③ 震災に備えて
- 🌱 ごみ・資源の分け方・出し方
- ④ 生活関連で守って頂く事
 - ・トラブル回避! ~7つのポイント~
 - ・家具類の転倒・落下・移動防止対策
 - ・賃貸住宅紛争防止条例に基づく説明書(モデル)

編集・発行
公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会・杉並区支部
所在:阿佐谷南 1-15-6 TEL:03-3311-4937
監修協力 杉並区

入居時退去時チェックリスト

入居時 必要な手続きチェックリスト

期間の目安	チェック	手続き内容	連絡先	備考
2週間～1週間前	<input type="checkbox"/>	ガス	東京ガス	使用開始の開栓は立会いのため、予め予約 0570-002230 ※開栓手続きにはお客様の立会いが必要となります ※インターネットからもお手続き可能です
	<input type="checkbox"/>	テレビ	NHK・ケーブルテレビ等各放送会社	加入したいケーブルテレビ会社・CSテレビ会社へ連絡
	<input type="checkbox"/>	電話	NTT東日本	局番なしの「116」 0120-116-000 ※携帯からお電話頂く場合はこちらの番号へ ※東日本エリア以外からは、ご利用いただけません ※インターネットからもお手続き可能です
1週間～入居後すぐ	<input type="checkbox"/>	電気	東京電力	0120-995-005 ※インターネットからもお手続き可能です
	<input type="checkbox"/>	水道	東京都水道局	03-5326-1100 ※インターネットからもお手続き可能です
入居後すぐ～2週間後まで	<input type="checkbox"/>	転入届		転居した日から14日以内
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録	杉並区役所 区民生活部 区民課 3312-2111 (代表)	転入手続きの際に
	<input type="checkbox"/>	国民年金		
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険		
	<input type="checkbox"/>	福祉関係		
<input type="checkbox"/>	住所変更①			
お早めに…	<input type="checkbox"/>	住所変更②	金融機関・クレジットカード・携帯電話・生命保険・損害保険等 各関係各社	
	<input type="checkbox"/>	転居通知	運転免許証・自動車登録・資格・会員登録等 各関連機関	
	<input type="checkbox"/>		親戚・友人・知人など	ハガキ・Eメール・電話連絡など

退去時 必要な手続きチェックリスト

期間の目安	チェック	手続き内容	連絡先	備考
～1ヶ月前まで	<input type="checkbox"/>	解約予告	貸主または管理会社	退去を決めたら速やかに解約予告期間内までに「解約届」書面を提出
お早めに…	<input type="checkbox"/>	引越し準備	引越し業者	見積りを取り、早めに予約
	<input type="checkbox"/>	インターネットプロバイダ	契約している会社	時間がかかる場合があるので早めに連絡
2週間～1週間前まで	<input type="checkbox"/>	電気	東京電力	各社へ使用中止連絡
	<input type="checkbox"/>	水道	東京都水道局	各社連絡先・営業時間等諸注意については上記入居時手続きチェックリスト備考欄を参照
	<input type="checkbox"/>	ガス	東京ガス	
	<input type="checkbox"/>	電話	NTT東日本 局番なしの「116」	他の電話会社と契約している方は、そちらへも連絡
	<input type="checkbox"/>	郵便	最寄り郵便局	転居届用紙を受取り、必要事項を記入してポストに投函
	<input type="checkbox"/>	テレビ	NHK・ケーブルテレビ等各放送会社	各社へ使用中止連絡
	<input type="checkbox"/>	粗大ゴミ	各市町村の粗大ゴミ窓口	収集日と料金・支払方法を確認し早めに予約
10日～1週間前まで	<input type="checkbox"/>	転校届	学校へ早めに連絡	各市町村担当窓口にて転校手続き方法を確認
	<input type="checkbox"/>	転出届		転出予定日までに
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録	杉並区役所 区民生活部 区民課 3312-2111 (代表)	転出手続きの際に
	<input type="checkbox"/>	国民年金		
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険		
<input type="checkbox"/>	福祉関係			
<input type="checkbox"/>	新聞	販売所		
前日まで	<input type="checkbox"/>	ゴミ		
当日まで	<input type="checkbox"/>	公共料金の精算		
	<input type="checkbox"/>	室内清掃		
当日	<input type="checkbox"/>	退去立ち会い		管理会社・家主と立ち会いをして現状を確認し、鍵を返す

1 入居中のトラブルとメンテナンス

入居中に、トラブルがあった時にまずご自身で確認してください。

お部屋の設備については、清掃等のメンテナンスを行うことにより、トラブルになりにくくなることから、普段より清掃等を定期的に行うようにしてください。

万一不具合が発生した場合は本書の確認や各設

備機器の取り扱い説明書があればそちらも確認して復旧につとめてください。それでも直らなかった場合は管理者（管理人・管理業者）に連絡してください。尚、ご連絡する際には不具合の箇所（品名・メーカー・型番等）や、いつから調子が悪いのか、現在の状況（エラーメッセージが出ていればその表示）をお知らせください。

1 トラブル電気編

ケース1

照明がつかない！コンセントの電源が入らない



ブレーカーのレバーが下がっている可能性があります。初めに分電盤のブレーカーを確認しましょう。もしブレーカーが全部落ちていなければ、他の器具

で使用可能か確認してみます。他の器具で問題なければ、器具の不具合になります。

他の器具でも使用できない場合は、管理者に連絡してください。

なお、ブレーカーが落ちていないにもかかわらず、照明を含めてすべての電気が使用できない場合は東京電力に連絡してください。

ケース2

停電？ブレーカーがすぐ落ちる！

まず原因を見つけます。地域全体が停電しているときは、電力会社の対応です。マンション全体の停電のときには、建物管理者または電力会社に連絡してください（共用廊下の照明等で確認できます）。

住戸内の停電では、分電盤を点検して復旧してください。

住戸内停電の復旧手順

1. すべてのブレーカーを「切」にする。
2. メイン（色付）ブレーカーを「入」にする。
3. 漏電ブレーカーを「入」にする。
4. 配線用ブレーカーをひとつずつ順に「入」にする。再び切れたらその系統の電気器具の使用が原因と考えられます。使用中の器具を減らして、再度「入」にしてください。漏電用ブレーカーが再び切れたら、その配線系統で漏電・ショートしていると考えられます。
5. 漏電している系統の配線用ブレーカーのみを「切」にして、漏電ブレーカーを「入」にして復旧する。

ケース3 テレビが映らない！

端子は正しく接続してください。映りが悪いときには、ほかの住戸の様子もご確認ください。

マンション全体で映りが悪いときには、アンテナやケーブルなどの故障が考えられますので、管理者に連絡してください。

自分のテレビだけが映りにくいときは、接続不良やテレビの故障が考えられます。接続箇所や機器をチェックしてください。

ケース4

エアコンが効かない！水がたれてくる！

エアコンが効かない場合、まず室内機の前面のフタを開けてフィルターを確認し、ホコリがつい

ていたら掃除してみましょう。それでも効かない時は室外機が回っているか確認します。

もし、電源を入れてしばらくしても室外機が動いていなければ、一度、エアコンを止めてコンセントを抜き3分してから差し込んで再び運転してみてください。それでも室外機が回らない場合は、室内機のフタを開けた所に試運転のスイッチがありますので、そのスイッチを押して試してください。

それでも動かない場合は、**管理者**へ連絡してください。もし、試運転のボタンで正常に動けば、リ

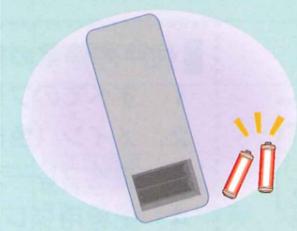
モコンが壊れている可能性があります。また、機種によりリモコンや室内機本体にエラーコードが出るものがありますので、その場合は取扱説明書を確認してください。

なお、水漏れの原因はホコリによるドレンの詰まり等ですので、普段からフィルターを掃除機で吸い取るか、水洗いした後に陰干しするなど2週間に一度は清掃メンテナンスを行うようお願い致します。

●室内機の電源は入っていますか？



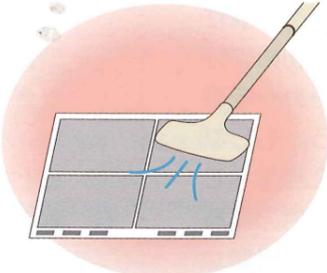
●リモコンの電池は切れていませんか？



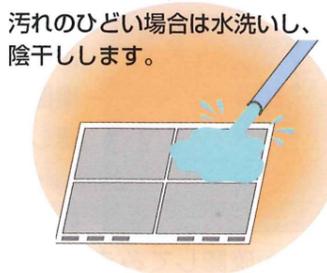
●室内機、室外機の吸い込み口や吐き出し口が荷物でふさがれていませんか？



エアフィルターの掃除の仕方



汚れのひどい場合は水洗いし、陰干しします。



2 トラブル水関連

※手に負えない場合は、まず元栓を閉めましょう！

ケース1 蛇口から水が漏れる！

蛇口を閉めても水が漏れるときは、パッキンを取り替えてください。ハンドルからの水漏れはハンドルの下の上部パッキン（グランドパッキン）が原因です。

シングルレバータイプの混合水栓のトラブルは、**管理者**に連絡してください。専門業者でなければ修理ができません。

※お湯・水の2栓式の混合水栓には「節水式」コマパッキンを使用しないでください。異常振動を起こすことがあります。

ケース2 水の出が悪い！赤い（白い）水が出る



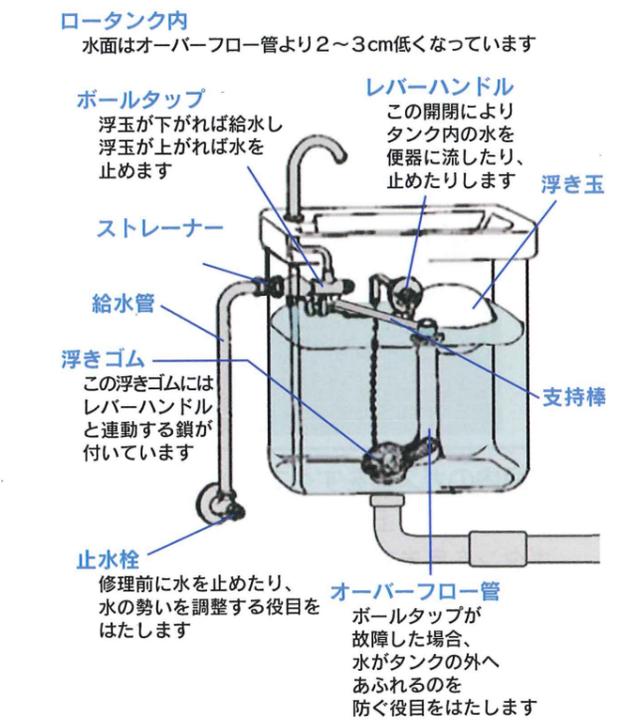
水の出が悪い→複数の蛇口を同時に使うと水の出が悪くなる場合があります。また、吐水口キャップ内にゴミがたまっているときにも水の出が悪くなります。

赤い水が出る→古いマンションでは水道管のさびが水に混じることがあります。また、断水後にもさびが出やすくなります。しばらくの間、水を流し続ければ解消します。入居直後や長期不在の後も、水を使う前にある程度水を流し続けてください。

白い水が出る→勢いよく水を流したとき、空気が混じって水が白く見えることがあります。しばらくの間、水を流し続ければ解消します。入居直後や長期不在の後も、水を使う前にある程度流し続けてください。

ケース3 トイレの水が止まらない！

毎回の水道使用量に大幅な変動があるとき、漏水の可能性があります。このような場合には、住戸の水栓を全部閉じてメーターボックス内の給水メーターを確認してください。メーターが回っていれば、どこかで漏水が起こっています。すぐに



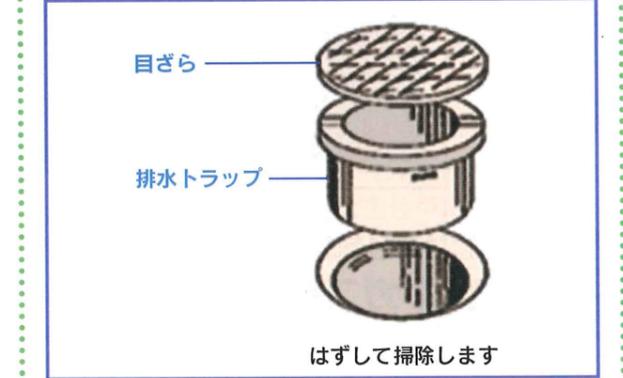
管理者に連絡してください。
タンク内で水があふれているとき（便器側に絶えず水が流れている状態）は、浮き玉が外れているか、どこかに引っかかっています。

浮き玉が外れているときは、支持棒にねじ込んでください。引っかかっているときは、位置を調整します。また、ボールタップ・支持棒・浮き玉の接続部分のネジが緩んでいることもありますので、締め直してください。それでも直らないときは、修理が必要ですので**管理者**に連絡してください。

浮きゴムが排水口からはずれているときは、何かはさまっていないか確認しましょう。その上で、しっかりと排水口にかぶせてください。浮きゴムが老朽化して排水口との間にすきまができる場合は、新品との交換が必要です。

★ その他水関連注意事項

排水溝のお手入れ



排水口はこまめに掃除しましょう。防水バンの排水トラップには、糸くずなどがたまりやすいものです。目皿をはずして、こまめに掃除してください。

洗濯機のフィルターも欠かさず点検しましょう。

なお、キッチンの排水管は全住戸で使うものですから、つまりにはくれぐれも注意してください。上下の住戸が同一の排水管を使用しますので、1軒がつまりさせると他の住戸にたいへん迷惑になります。てんぷら油などはもちろんのこと、毛髪や糸くずなどを流さないようにご注意ください。

玄関に水をまかないでください。玄関は一般的に防水処理をしていません。掃除の際には水をまかず、よく絞った雑巾などでふき取るようにしてください。

トイレの手洗いタンクも要注意です。手洗いタンクの上ボタンに装飾品や洗剤を置いて穴を詰まらせないように注意してください。ロータンクに水が流れ込まないため、水が止まらずあふれ出てし

まいます。水栓の閉め忘れ、排水口のつまりも水漏れ事故を起こします。

流し台や洗面化粧台下で無理に品物を出し入れすると配管を傷つけたり、接続部分が緩んだりして水漏れの原因になります。また、浴室の排水口が毛髪などでふさがれると浴室から水があふれ出てしまいます。排水口はこまめに掃除してください。

◎入居したらまず、お部屋の水道の元栓の場所を確認しましょう!!



マンションでは通常玄関の横に扉があり、その中にあります。



メーターBOXの蓋は通常青

古い建物の場合、鉄製や灰色の蓋もあります

水道の元栓は蓋を開けると中にあります

3 トラブルガス関連

ケース1 地震の後に湯(ガス)が出ない!

ガスメーターは大きな地震や異常時にガスを遮断します。ガス器具がつかないときやガス給湯機でお湯が出ないときにはガスメーターの安全装置が作動している可能性がありますので、ガスメーターの赤いランプが点滅しているか確認してください。

ケース2 ガステーブルの火がつかない!(着火しない)

- ◎バーナーキャップは、正しくはめられていますか。
- ◎煮こぼれなどで炎口がふさがれていませんか。
→ワイヤーブラシなどで掃除してください。
- ◎点火プラグがぬれたり汚れたりしていませんか。
→乾いた布でふき取ってください。

赤いランプが点滅していたら…? 一復旧手順



1. 住戸内のガス栓をすべて閉めます。
 2. メーターの左上のキャップをはずし、復帰ボタンを奥まで長押ししてください。
 3. しばらく待って赤ランプが消えたら、ガスを正常に使用できます。
- ※不明な点はガス会社にお問い合わせください。

◎電池が切れていませんか。

→電池は新しいものと交換してください。

◎ガスメーターの赤いランプが点滅していませんか。

→復旧してください。

ケース3

料理時、ガス漏れ警報器がよく鳴る!

ガス感知器はとても敏感に作動します。ガスレンジをお使いのときは、必ず換気扇を回してください。料理にお酒を使ったり、お酒のお燗、魚を焼いたときなどに、ガス感知器が警報を発することがあります。

なお、ガスのおいを感じたら、すぐに器具の元栓を閉めてください。**火・換気扇・電灯をつけることは厳禁です。**窓を開けてうちわなどでガスをあおぎ出し、すみやかにガス会社に連絡してください。

4 生活関連で守って頂く事

音のトラブル・騒音について

生活騒音は近隣住民とのトラブルの原因になります。夜間から早朝にかけてはもちろん、日常的に大きな音を出さないように注意しましょう。

テレビやCDラジカセの音と、楽器の音、大きな話し声、掃除機や洗濯機の音、シャワーや排水の音、ドアの開閉の音などは騒音になることがあります。周囲への配慮を忘れずに、生活騒音にはくれぐれも

ガステーブルのメンテナンス

汚れたらすぐにふき取りましょう。ガステーブルの汚れは時間がたつほど取りにくくなります。こびりつく前にこまめにふき取ってください。

バーナーはワイヤーブラシで掃除します。バーナーの炎口は、ワイヤーブラシなどで掃除してください。ススなどがたまると、炎が不ぞろいになります。

着火しにくいときは点火プラグと電池を点検してください。点火しないときは、点火プラグがぬれていたり、異物がついていることがあります。乾いた布などでふき取ってください。また、電池が消耗していると着火しにくくなります。2年に1回は電池を取り替えるようにしましょう。

気をつけてください。少なくとも夜9時をすぎたら、気をつけるようにしましょう。

また、お子さまのいるご家庭では、子供の遊ぶ音にもご注意ください。お子さまが室内で飛び跳ねたり、走り回ったりする音も周辺住戸に伝わりやすいものです。フローリングの場合は特にご注意ください。フローリングは、家具の移動音も伝わりやすく意外と響きます。いすやテーブルの脚にはゴムキャップやフェルトシートを取り付けると、音を和らげることができます。心配りをお願いします。

トラブル回避！ ～7つのポイント～

1 肝心なのは、契約の前！ 事前説明できちんと確認を

条例に基づく説明で、原状回復等の原則を理解し、契約の内容が原則どおりなのかどうか、どのような特約があるのかをきちんと確認して、契約を結ぶ判断材料にしてください。

2 いよいよ新生活のスタート！ 物件や設備の状況をしっかりチェック

トラブル防止には、入居当初にキズや汚れの状況を確認しておくことも大切です。退去する際に比較できるように写真などを撮っておくといいでしょう。

3 言うまでもないですが・・・契約内容を守りましょう

ペット禁止の部屋で犬や猫などを飼うことは、契約違反ですから、契約の解除や退去を求められるケースもあります。また、退去の際には、部屋の消毒・消臭など、多額の費用を請求されることにもなりかねません。



4 部屋はきれいに、大切に！ 借主には「善良なる管理者の注意義務」があります

賃貸住宅は他人の財産です。自己の財産に対するよりも高いレベルの注意義務が求められることになります。部屋は、大切に使いましょう。

5 入居中の修繕等の連絡は、こまめに・速やかに

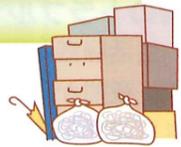
修繕等が必要となった時は、速やかに貸主や管理会社に連絡をして、対応について相談しましょう。

6 設備の取り付けやグレードアップは、貸主の承諾を得てから

貸主の承諾を得ずに、部屋の造作や設備を変えたり、壁を塗り替えたりするのは問題です。事前に貸主の承諾を得るようにし、また、原状回復についてもよく話し合っておきましょう。

7 「立つ鳥跡を濁さず」 粗大ごみの放置は厳禁

退去するときは、部屋に持ち込んだ荷物はすべて運び出し、念入りに清掃してから明け渡しましょう。貸主や管理業者の立会いのもと、入居時の写真や確認書などと比較しながら、退去時の物件状況を確認しましょう。



善管注意義務（善良なる管理者の注意義務）

借主の故意・過失や通常の使用方法に反する使用など、借主の責任についての考え方として、例えば民法第400条があります。

民法第400条では、他人のものを借りている場合、借主は、契約してから契約終了時に物件を貸主に明け渡すまでの間は、相当の注意を払って物件を使用、管理しなければならないという意味のことが規定されています。

これを「善良なる管理者としての注意義務」といい、一般には略して「善管注意義務」といいます。この義務に反して、物件を壊したり汚したりした場合には、借主は原状に回復するよう求められることになります。

また、本来は通常損耗等にあたるものであっても、借主がその損耗を放置したり、手入れを怠ったことが原因で、損耗が発生・拡大した場合には、この善管注意義務に違反したと考えられ、その復旧費用は借主の負担とされることがあります。

「反社会的勢力排除についての取り組み」

賃貸借契約を締結する際にも、貸す側借りる側双方とも「暴力団・暴力団関係企業・総会屋若しくはこれらに準じる者又はその構成員（総称して「反社会的勢力」）でないことを確認しなければなりません。又、賃貸借契約中に反社会的勢力に関わることも禁止され、発覚した場合に相手方は催告なく契約を解除することが出来ます。



していますか？



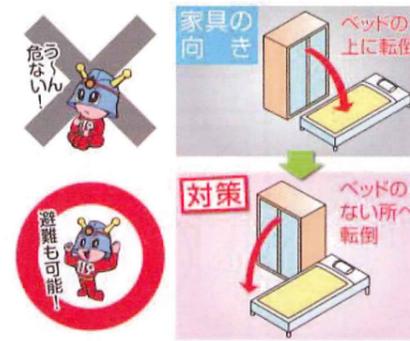
家具類の転倒・落下・移動防止対策

地震による負傷の原因のうち、約4割が家具類の転倒・落下・移動によるものです。

自身やご家族を守るために、家具類の転倒・落下・移動防止対策を実施し、万が一被災し、ライフラインが停止しても数日間生活できるだけの備蓄品を備えておきましょう！



家具の向きを考えてみよう！



家具転倒対策グッズを取り付けてみよう！



家具転倒防止等対策チェックリスト

- 避難通路、出入口周辺に転倒、移動しやすい家具類が置いていない。
- 重いものをできるだけ下に収納している。
- 窓ガラスの近くに、大型の家電製品や家具を置いていない。
- ガラスには飛散防止フィルムを貼っている。
- 時計、額縁、掲示板等は落下しないように固定してある。
- テレビや冷蔵庫、電子レンジなど電化製品は壁や台などに固定してある。
- 吊り下げ式の電気照明はワイヤー等で固定している。
- 家具の上に物を置いていない。
- 家具類はなるべく背の低いものを使用している。

非常持出品チェックリスト

- 貴重品：現金（公衆電話で使える10円硬貨は多めに）、健康保険証や運転免許証（コピー）、印鑑、予備の鍵（自宅や車など）など
- 避難グッズ：非常用持出袋、懐中電灯、ヘルメットなど
- 情報グッズ：携帯電話、携帯ラジオ、乾電池、筆記用具など
- 飲料水・食糧など
- 救急用品：絆創膏、消毒液、胃腸薬、持病薬、ガーゼ、包帯など
- 衛生用品：マスク、簡易トイレ、手袋、ウェットティッシュ、ティッシュペーパーなど
- 生活用品：大判ハンカチ、タオル、ビニールシート、ポリ袋、缶切り、ナイフ、ライター、雨具など

賃貸住宅紛争防止条例に基づく説明書(モデル)

これらの負担区分は異なる場合があります。

負担区分の基本的な考え方

貸主負担:「通常損耗」「経年変化」

借主負担:「借主の故意・過失や通常の使用方法に反する使用など、借主の責任によって生じた損耗やキズなど」「故障や不具合を放置したり、手入れを怠ったことが原因で、発生・拡大した損耗やキズなど」

鍵

・鍵の取替え(破損、紛失のない場合) = **貸主負担**

設備

- ・日常の不適切な手入れもしくは用法違反による設備の毀損(善管注意義務違反) = **借主負担**
- ・設備機器の破損、使用不能(機器の耐用年数到来のもの)(経年劣化による自然損耗) = **貸主負担**
- ・浴槽・風呂釜等の取替え(破損等はしていないが、次の入居者確保のために行うもの) = **貸主負担**

水回り

- ・風呂、トイレ、洗面台の水垢、カビ等(使用期間中の清掃や手入れを怠った結果、汚損が生じた場合)(善管注意義務違反) = **借主負担**
- ・トイレの消毒 = **貸主負担**

建具

- ・飼育ペットによる柱等のキズ(善管注意義務違反) = **借主負担**

壁(クロス)

- ・クロスの変色(日照など自然現象によるもの)(通常損耗) = **貸主負担**
- ・タバコのヤニ
 - ①喫煙等によるヤニでの変色や臭いの付着で通常の使用による汚損を超えると判断される場合 = **借主負担**
 - ②喫煙が禁じられている場合 = **借主負担(用法違反)**

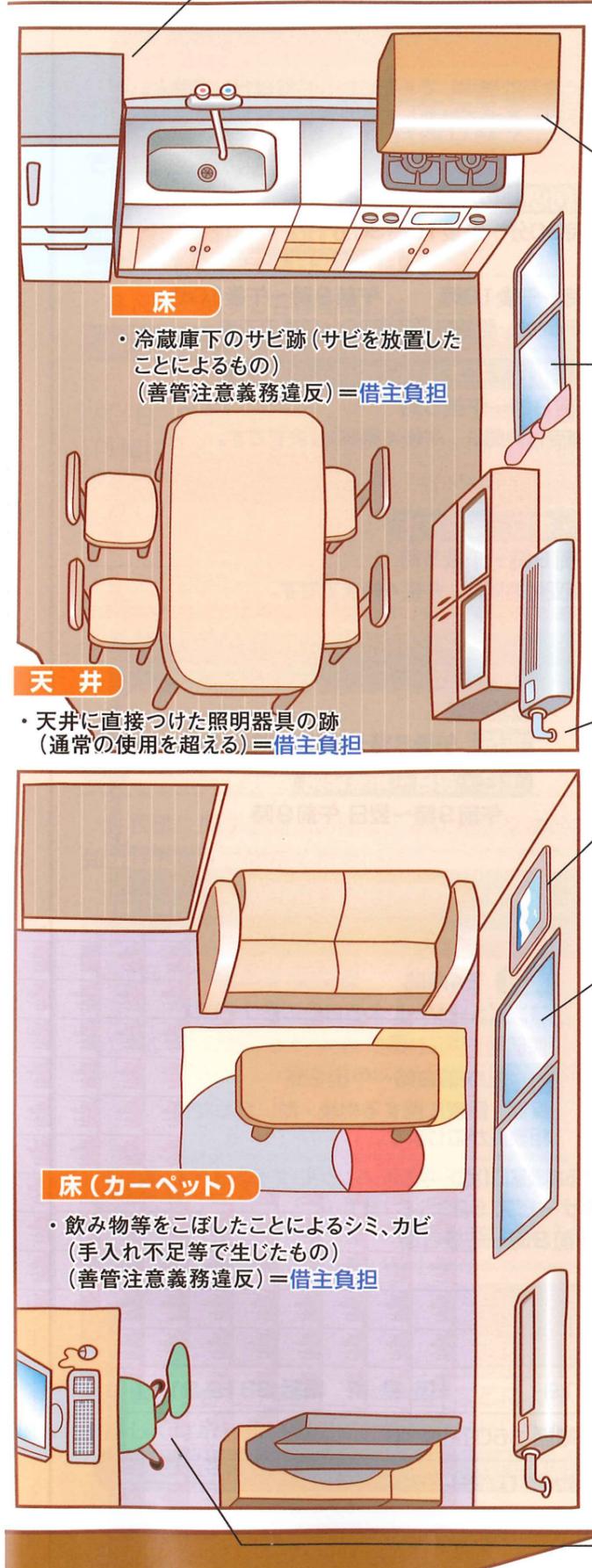
- ・画鋲、ピン等の穴(下地ボードの張替えは不要な程度)(通常損耗) = **貸主負担**
- ・くぎ穴、ネジ穴(下地ボードの張替えが必要な程度)(通常の使用を超える) = **借主負担**
- ・結露を放置したことにより拡大したカビ、シミ(通常の使用を超える) = **借主負担**

床

- ・日照等による変色(通常損耗) = **貸主負担**
- ・引越作業等で生じたひっかきキズ(善管注意義務違反・過失) = **借主負担**



一般的な例示であり、損耗等の程度によっては



壁(クロス)

- ・冷蔵庫の後部壁面の黒ずみ(いわゆる電気ヤケ)(通常損耗) = **貸主負担**
- ・台所の油污れ(使用後の手入れが悪くスや油が付着している場合)(通常の使用を超える) = **借主負担**

水回り

- ・台所の消毒 = **貸主負担**
- ・ガスコンロ置き場、換気扇の油污れ、スス(手入れを怠ったことによるもの)(善管注意義務違反) = **借主負担**

建具

- ・網入りガラスの亀裂(構造により自然発生したもの) = **貸主負担**

居室全体

- ・ハウスクリーニング(専門業者による)(借主が通常の清掃を実施している場合) = **貸主負担**

壁(クロス)

- ・クーラー(借主所有)から水漏れし、放置したため壁が腐食(善管注意義務違反) = **借主負担**
- ・エアコン(借主所有)設置による壁のビス穴、跡(通常損耗) = **貸主負担**
- ・壁に貼ったポスターや絵画の跡(通常損耗) = **貸主負担**

建具

- ・地震で破損したガラス(自然災害) = **貸主負担**
- ・網戸の張替え(破損等はしていないが、次の入居者確保のために行うもの) = **貸主負担**

壁(クロス)

- ・クーラー(貸主所有)から水漏れし、借主が放置したため壁が腐食(通常の使用を超える) = **借主負担**
- ・テレビの後部壁面の黒ずみ(いわゆる電気ヤケ)(通常損耗) = **貸主負担**

床(フローリング)

- ・フローリングのワックスがけ = **貸主負担**
- ・色落ち(借主の不注意で雨が吹き込んだことなどによるもの)(善管注意義務違反) = **借主負担**

床(カーペット)

- ・家具の設置による床、カーペットのへこみ、設置跡(通常損耗) = **貸主負担**

床(フローリングの場合)

- ・キャスター付のイス等によるキズ、へこみ(善管注意義務違反) = **借主負担**

いざというときの緊急連絡先一覧

杉並区の急病診療所

急病診療所では対応が難しい症状もありますので、必ず事前に電話で確認してください。往診は行いません。受診の際は、健康保険証・その他医療証等（いずれもコピー不可）を必ず持参してください。

内科・小児科・外科・耳鼻咽喉科

●杉並区休日等夜間急病診療所

荻窪5-20-1 杉並保健所2階
電話 3391-1599
FAX 3391-6099

平日夜間（小児科のみ）

午後7時30分～午後10時30分

土曜日

午後5時～午後10時

日曜・祝日・年末年始

午前9時～午後10時

※診療受付時間は、診療終了時間30分前までです。

●急病診療医療機関＜当番医＞

杉並区急病医療情報センターが案内します。
電話 #7399 または 5347-2252

日曜・祝日・年末年始（内科・小児科）

午前9時～午後5時

※診療受付時間は、午後4時30分までです。

歯科

●杉並区歯科保健医療センター（歯科休日診療）

荻窪5-20-1 杉並保健所5階
電話 3398-5666

日曜・祝日・年末年始

午前9時～午後5時

※診療受付時間は、午後4時までです。

杉並区の医療機関案内・小児急病相談

●杉並区急病医療情報センター

電話 #7399 または 5347-2252
FAX 5347-2247（言語・聴覚障害などの方専用）

※経験豊富な看護師が、医療機関の案内、急病対応の相談を行っています。（通話記録は3か月保存します）

開設時間

平日 午後8時～翌日 午前9時

土日・祝日・年末年始

午前9時～翌日 午前9時

その他の医療機関案内

●東京都医療機関案内サービス＜ひまわり＞

電話 5272-0303
FAX 5285-8080（言語・聴覚障害などの方専用）
ホームページ
<http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>
携帯ホームページ
<http://www.himawari.metro.tokyo.jp/kt/>

○医療機関案内

毎日 24時間
コンピューターによる自動応答サービス

○保健医療福祉相談

平日 午前9時～午後8時
保健・医療に関する相談・問い合わせに相談員が応じます。

●東京消防庁救急情報センター

電話 #7119 または 電話 3212-2323
毎日 24時間

●外国語による相談窓口（英語・中国語・ハングル・タイ語・スペイン語）

医療情報サービス 5285-8181
毎日 午前9時～午後8時

緊急時連絡先

警察緊急時 電話 110 消防緊急時 電話 119 区役所 電話 3312-2111

警視庁総合相談センター 電話 #9110 または 電話 3501-0110

暴力団追放運動推進都民センター 電話 3291-8930 または 0120-893-240

2 住民票の手続きのご案内

お引越して住所が変わったときは、住民票の住所変更に関する届出が必要です。手続きが遅れますと、各種行政サービスが受けられなくなってしまうことがありますので、ご注意ください。

取り扱い窓口

住民票に関する各種届出には、お近くの区民事務所が便利です。

受付時間※	取り扱い窓口	所在地	電話番号
平日 8:30～17:00 (水曜は8:30～19:00) 第2・4土曜 9:00～17:00	井草区民事務所	下井草4-30-2	03(3394)0461
	西荻区民事務所	西荻北2-2-1 松岡西荻ビル4階	03(3301)0980
	高円寺区民事務所	梅里1-22-32 セシオン杉並1階	03(3317)6560
	高井戸区民事務所	高井戸西2-1-26 京王リトナード高井戸2階	03(3333)5395
平日 8:30～17:00 第1・3・5土曜 9:00～17:00	永福和泉区民事務所	和泉3-8-18 永福和泉地域区民センター3階	03(5300)9310
	荻窪区民事務所	上荻1丁目2番1号 インテグラルタワー2階	03(3392)8846
	区民課区民係	阿佐谷南1-15-1 杉並区役所1階	03(3312)2111

※ただし、祝日と12/29～1/3は休業日です。土曜が祝日に重なった場合もお休みです。

届出の種類等

住民票に関する届出の際は、運転免許証などの本人確認書類及び個人番号（マイナンバー）を記載した通知カード等をご提示ください。

また、代理人が届出する場合は、本人確認書類のほかご本人が書いた委任状も必要です。

届出の種類と時期	必要なもの（※）
杉並区外へ転出するとき 引越し前に『転出届』をしてください。	・住基カード又は個人番号カード・杉並区発行の印鑑登録証・保険証・医療証等をお持ちの方はご持参ください。
杉並区内でお引越しするとき 新しいところに住み始めてから14日以内に『転居届』をしてください。	・住基カード又は個人番号カード・杉並区発行の保険証・医療証等をお持ちの方はご持参ください。 ・外国人の方は、全員の在留カードまたは特別永住者証明書が必要です。 ※続柄を証明する公的な書類が必要な場合があります。
杉並区外から転入するとき 新しいところに住み始めてから14日以内に『転入届』をしてください。	・前住所の役所で発行した転出証明書若しくは、転出届の処理をした住基カード（暗証番号の入力が必要）又は個人番号カードが必要です。（海外から転入する場合は旅券） ・外国人の方は、全員の在留カード若しくは特別永住者証明書（場合によっては旅券）が必要です。 ※続柄を証明する公的な書類が必要な場合があります。

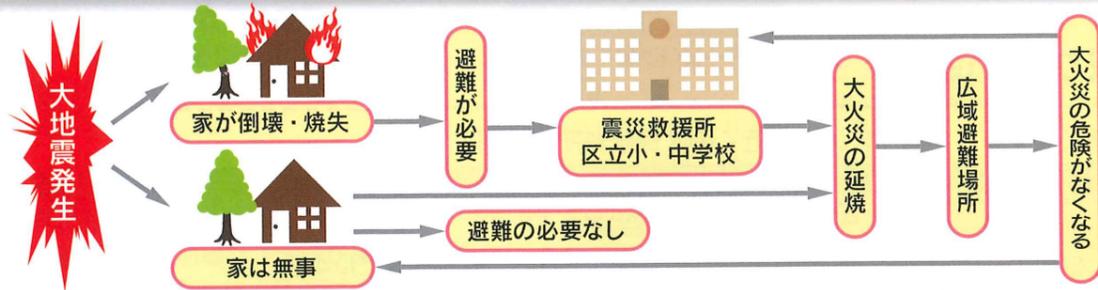
※引越しする方の年齢・ご家族構成などにより、上記以外のものが必要となる場合があります。

詳しくは取り扱い窓口にお問い合わせいただくか、杉並区公式HP等でご確認ください。

杉並区公式HP <http://www.city.suginami.tokyo.jp>

3 震災に備えて

- ◆避難は最後の手段です。家が無事で地域に火災の危険がなければ、あわてて避難する必要はありません。
- ◆家が焼けたり、倒壊したりして、自分の家にいられなくなった時は、近くの震災救援所に避難します。
- ◆大規模な火災により自宅や震災救援所に危険が迫った場合には、近くの広域避難場所へ避難します。



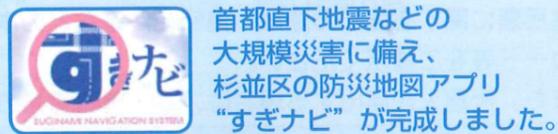
非常持ち出し品の確保・点検をしましょう

あらかじめ非常持ち出し品を準備しておきましょう。自治体職員も被災し、交通・情報網も遮断されるため、最初の3日間は生活に必要な物資を入手できないことも考えると考えましょう。

一次持ち出し品	
まず最初に持ち出すものです。実際に荷物を作って持てるか確かめてみましょう。	
□食糧	飲料水・非常食（料理せずに食べられるもの）、粉ミルク、ほ乳びん、水筒
□医薬品等	常備薬、救急用品、マスク、紙おむつ、生理用品など
□貴重品	現金（10円硬貨も）、車・家の鍵、免許証、健康保険証、貯金通帳、印鑑など
□生活用品類	メガネ、コンタクトレンズケア用品、入れ歯、懐中電灯、電池、携帯ラジオ、ろうそく、ライター、携帯電話と充電器、ビニール袋、軍手、雨具、防寒具、ナイフ、身だしなみ用品など
二次持ち出し品	
3日程度の生活ができるよう用意しておきましょう。	
□食糧	3日分の食糧、3日分の飲料水（1人1日3リットル）など
□燃料	卓上コンロ、ガスボンベ、固形燃料など
□生活用品類	生活用水（風呂水の汲み置き等）、ポリタンク、バケツ、調理用具、食器（紙製など）、台所用ラップ、アルミホイル、簡易トイレ、トイレトーパー、ゴミ袋、洗面道具、ガムテープ、タオル、ビニールシート、工具など

避難する時の注意

- ・丈夫な履物を用意し、動きやすい服装に着替えましょう。
- ・家を出る時は、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めてください（通電火災、ガス漏れを防ぐため）。
- ・防災会リーダーなどの誘導のもと、できる限り集団で避難してください。
- ・ペット（危険動物を除く）については、ゲージに收容する、リードや首輪、ペットフードや水の用意など、必要な準備をして同行避難してください。（避難先では、基本的に飼い主責任で対応していただくことになります。）
- ・自動車は絶対に使用しないでください。



首都直下地震などの大規模災害に備え、杉並区の防災地図アプリ「すぎナビ」が完成しました。区民のみなさんと区で情報を共有できる地図アプリです。通信が途絶えてもOK。地図の表示や、保存したルートのご案内をご利用できます。危険な場所を写真で投稿（災害時）投稿された情報は地図上で共有され他の利用者の避難に役立てられます。安全な避難経路をお知らせ。危険箇所を避けて震災救援所等へ案内します。

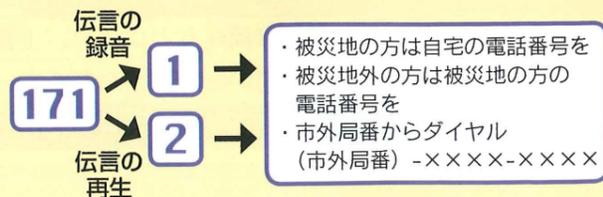


問合せ：土木管理課/防災課

家族の安否確認

地震発生直後には、あらかじめ家族で決めておいた場所に集合し、家族の安否確認をしましょう。平日の日中など、家族がすぐ一か所に集まることができない場合には、NTT災害用伝言ダイヤル「171」や、遠隔地の親戚・知人などへ電話連絡するなどの方法により、安否を確認してください。

NTT災害用伝言ダイヤル「171」の使用法



簡易版

ごみ・資源の分け方・出し方

お引っ越しをしたら、区役所への住所変更の届出をお忘れなく！
手続きはお近くの区民事務所が便利です。



お住まいの地域の収集曜日を記入してご利用ください。

可燃ごみ

週2回/1回に45リットルの袋で3袋まで

曜日

生ごみ、衣類、皮革製品、リサイクルできない紙類、プラスチック製品（容器包装除く）、ビニール製品、汚れの取れないプラスチック製容器包装、ゴム製品、ご自分でせん定した枝・落ち葉・草、衛生用品 など

収集日の午前8時まで、ふた付き容器・中身の見える袋・杉並区推奨「黄色いごみ袋」で出してください。汚れなどのないきれいな衣類・インクカートリッジは拠点回収もご利用ください（詳細裏面）。

不燃ごみ

月2回/1回に45リットルの袋で3袋まで

曜日

ガラス製品、電球・蛍光灯・乾電池、小型の家電製品（30cm以下）、なべ・フライパン、電動のおもちゃ・ゲーム機、傘、刃物類、陶磁器、スプレー缶・カセットボンベ・ライター、アルミ箔、カイロ、乾燥剤 など

収集日の午前8時まで、ふた付き容器または中身の見える袋で出してください。スプレー缶・カセットボンベ・ライターは、他の不燃ごみとは「別の袋」に入れてください。水銀体温計・水銀血圧計は回収拠点にお持ちください（詳細裏面）。

古紙・ペットボトル

週1回

曜日

新聞（折り込みチラシ含む） 段ボール 雑誌・書籍・雑がみ

紙パック

ペットボトル

種類別に、ひもではばるか紙袋に入れて、回収日の午前8時までに出してください。放火・持ち去りの防止のため、夜間に出さないでください。

ペットボトル回収容器または中身の見える袋で回収日の午前8時までに出してください。

びん・缶 プラスチック

週1回

曜日

飲料用・化粧品のガラスびん 飲料用の空き缶

プラスチック製容器包装 ※「容器」や「包装」が対象です。袋、包装フィルム、肉・魚などのトレイ、パック類、ボトル類、カップ類、発泡スチロール、キャップ、ラベル など

中をさっとすすいで、回収日の午前8時までに資源用コンテナに出してください。

簡単に汚れを落として、回収日の午前8時までに、ふた付き容器または中身の見える袋で出してください。

粗大ごみ

（事前申込制・有料）

インターネット：<http://sodai.tokyokankyo.or.jp/>
電話：5296-5300（毎日（年末年始を除く）午前8時～午後7時）
FAX：5296-7001

◆粗大ごみの目安
最大辺がおおむね30cmを超えるもの

※収集希望日の4日以上前までに申し込んでください。申込順のため、収集日のご希望に添えないことがあります。